



発行所
白河市天神町28
白河民商工会
TEL(27)3161

無料法律相談

4月14日(木)午後4時〜

相談のある方は事務所まで連絡をお願いします



まん延防止時短要請協力金の申請期限は4月15日(本申請)です。

時短要請協力金は1月30日から2月20日に時短営業要請に協力した対象業者に、売り上げ等に対し、一日当たりの交付額を算定し、支給額を決定し、申請します。本申請の期日は4月15日ですので早めに相談会への予約をお願いします。尚、延長分の申請期日は5月27日です。

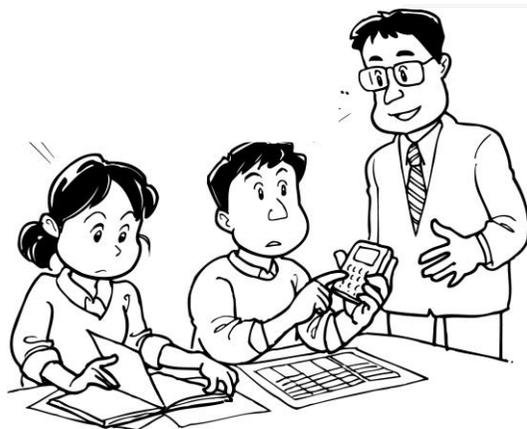
2回目の相談会が23日開催されました。

事業復活支援金

鐘水事務局長が「中小法人・個人事業者のための事業復活支援金」のリアルレットを中心に説明、学習相談会が10名の参加で開催されました。はじめに①アカウントの申請登録をすること、②書類をそろえて登録確認機関の事前確認を行なうこと、③申請をすることを学習しました。

まん延防止時短要請協力金

申請相談会には1名の会員が参加し、申請書を提出しました。



売り上げを比較する数字の確認や登録確認機関に提出する収支内訳書作成など必要な書類を作成していきましました。書類が多いことから大変な手間がありますが、申請に向け真剣に取り組む学習相談会になっています。

支援金・協力金等の相談会は

毎週水曜日 1:30~
次回相談会は

4月6日(水) 1時30分
※民商会館2階

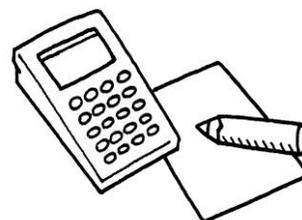
用意するもの

ノート4年分と月別売上表
令和4年の1、2月の売上表

事前予約が必要になります。
事務所までお電話ください。

福島県一時金

事業復活支援金申請の該当者は福島県の一時金にも該当するため、事業復活支援金学習相談会に参加した会員はほとんど一時金の申請を行いました。



春の運動

ごくろうさまでした

(1月から3月までの成果は)

会員・・・5人

商工新聞・・・10人

共済会員・・・4人

青年・・・2人

婦人・・・3人

